



2026年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 マルイチ産商  
代表者名 代表取締役社長 柏木 康全  
社 長 執 行 役 員  
(コード番号 8228 名証メイン)  
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 仁科 圭右  
コーポレート部門統括  
TEL 026-285-4101 (代表)

### 株式給付信託（BBT）への追加拠出に伴う 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）への追加拠出に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月29日（金）
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 40,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,150 円
(4) 処 分 総 額	46,000,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行（信託E口）

(注) 処分予定先である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀行）とする信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定されている信託口であります。なお、本自己株式処分は、本制度に基づいて当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）への給付を行うために行われるものであり、当社に対する役務提供の対価として取締役に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2016年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、本制度を導入し、その後、2021年6月22日開催の定時株主総会において、本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて決議し、今日に至っております（本制度の概要につきましては、2016年5月12日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」および2016年8月5日付「株式給付信託（BBT）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得す

るため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、本信託の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。

処分数量については、「役員株式給付規程」に基づき信託期間中に取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了した事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2026年3月31日現在の発行済株式総数23,121,000株に対し0.17%（2026年3月31日現在の総議決権個数198,309個に対する割合0.20%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となりますところ、2016年5月12日付「役員退職慰労金制度の廃止および株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### ※追加信託の概要

追加信託日 2026年5月29日（金）

追加信託金額 46,000,000円

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 40,000株

株式の取得日 2026年5月29日（金）

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の名古屋証券取引所における当社普通株式の終値1,150円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

以 上